

## 新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望の結果について

本市では、新型コロナウイルス感染症により、市民の不安が増加の一途をたどっており、また、市内の医療機関では、今後、市中に感染が広がる可能性がある中で、適切な医療が提供できる体制の構築が大きな課題となっているなど、緊迫した状況にあります。

このため、令和2年2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の着実な実行を求めるとともに、医療物資の安定供給や市民の不安の払拭に向けた正確な情報発信など本市が直面している事項について、国に対して緊急要望を実施しましたので、お知らせします。

- 1 実施時期 令和2年2月28日(金)
- 2 要望先 内閣官房  
厚生労働省
- 3 要望項目 別添のとおり

問合せ先  
地域保健課  
電話：042 - 769 - 9241

# 緊急要望項目

- 1 国主導の下、ワクチンの早期開発への取組をはじめ、本市内の医療機関において不足している医療物資（マスク、ゴーグル、ガウン等の感染防護具、消毒薬）の生産・安定供給について、全力で対応すること。特に、今後、一般の医療機関を受診する機会が増えることに備え、医療機関における院内感染を防止するための医療物資の安定供給は急務である。
- 2 本市では、これまでに陽性患者が12名発生しているが、市内の感染症病床6床にはクルーズ船関連の患者が入院しており、本市で発生した重症患者が入院できない状況にある。クルーズ船関連の患者の入院先はこのような事情を汲み取り、対応されたい。
- 3 今後、感染症病床以外の病床又は感染症指定医療機関以外の病床に入院している場合には、当該医療機関に対し、医師、看護師等の人的支援や人工呼吸器等の物資の供給を図るとともに、感染症予防のための緊急的な施設整備等に対しても財政支援を講ずること。また、病床を空けておくための措置に対しても、更なる財政支援を行うこと。
- 4 施設の休止等により著しく収入が減少した医療機関や福祉事業所等に対する救済支援策の拡充を図ること。
- 5 検査体制の充実が急務であり、民間の検査施設を最大限活用できるよう、必要な検査機器や試薬等の支援を投入すること。
- 6 政府広報等、あらゆる手段を最大限活用し、新型コロナウイルス感染症に対する正確な知識と情報により、国民の不安が払拭されるよう、より分かりやすく情報を発信・提供すること。また、デマや流言等による感染者やその家族等への偏見・差別的な扱い、感染者が利用した医療機関等や地方自治体への風評についても必要な対策を講ずること。
- 7 国民からの様々な相談に対応するため、国による電話相談の充実を図ることはもとより、地方自治体に対しても相談の実施に必要な財政支援の更なる拡充を図ること。
- 8 更なる感染が広がることを見込まれる場合には、専門的知見が不可欠となることから、クラスター対策班の派遣など、人的支援についての対応も速やかに講ずること。